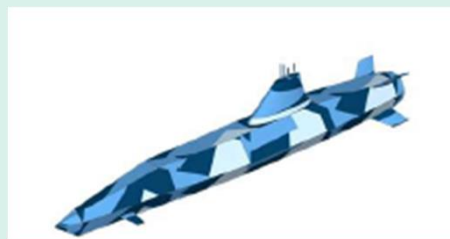


責任あるAI適用ガイドライン策定の意義

- 責任あるAI装備品等の研究開発のためには、国際法及び国内法を遵守し、「自律型致死兵器システム」(LAWS)や「AIと自律性の責任ある軍事利用に関する政治宣言」に代表される国際的な議論と整合する形で進めることが必要。これにより、研究開発に参画する事業者等における予見可能性を確保し、装備品等へのAIの利活用を一層推進することを企図。

※自律型致死兵器システム: LAWS (Lethal Autonomous Weapons Systems)

防衛省のAI装備品等研究開発



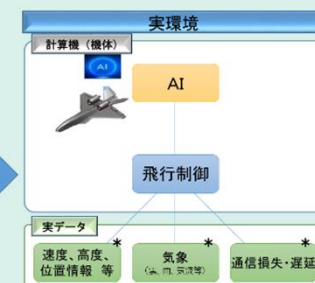
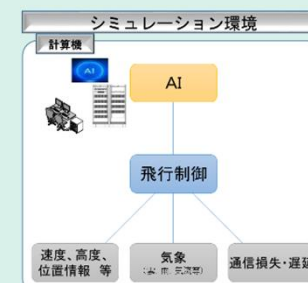
戦闘支援型多目的
USVの研究
(R6年度～R12年度)



長期運用型UUV
技術の研究
(R1年度～R6年度)



UGVシステムに
関する研究
(R7年度～R9年度)



無人機へのAI搭載
技術の研究
(R4年度～R9年度)



AI装備品等の研究開発に
おけるルール整備が必要

LAWS等の国際的な議論

- ・あらゆる兵器システムへの国際人道法の適用
(過度の傷害又は無用の苦痛を与えない、軍事目標のみを区別して攻撃、民用物への被害等を最小限にとどめるための予防措置)
- ・適切な人間の関与の確保 等

責任あるAI適用ガイドラインの位置付けと構成

- 防衛省は令和6年7月、防衛省として初めて、AI活用推進の羅針盤となる基本方針を策定。本ガイドラインは基本方針を受けて策定・公表するもの。
- 本ガイドラインは5つの章から構成され、防衛省の装備品等の研究開発における責任あるAI適用のコンセプトを示すもの。

宣言

防衛省AI活用推進基本方針(令和6年7月)

第3部 AI活用推進に向けた取組

4. AIを使った装備品の研究開発

研究開発の文脈で、このような我が国の一連のコミットメントをどのように具体化するかについて、(中略)
防衛省・自衛隊のガイドラインを策定する。

具体化

指針

今回策定

責任あるAI適用ガイドライン(令和7年6月)

第1章

本ガイドライン
策定の背景

- LAWSや責任あるAI等の国際的なイニシアティブを紹介

第2章

本ガイドラインの
位置付け

- 対象とするフェーズ
やAI技術を示明

第3章

AI装備品等の研
究開発における
確認事項

- AI装備品等が準拠すべき要件を設定
- 法的・政策的要件と技術的要件の概要を提示

第4章

AI装備品等の研
究開発における
実施事項

- AI装備品等の分類、法的・政策的審査、技術的審査の3つのコンセプトを提示
- 審査項目の基準と審査体制を提示

第5章

まとめ

- Living Documentとして状況に合わせて適宜更新する旨を記載

AI装備品等の研究開発における実施事項

□ 本ガイドラインでは「AI装備品等の分類」「法的・政策的審査」「技術的審査」の3つを実施することで、研究開発事業全体に渡って適切にリスク管理を実施

① AI装備品等の分類

概要

高リスクAI装備品等と低リスクAI装備品等を分類

ポイント

高リスク

AI機能に起因する出力が、破壊能力を有する機能に影響を与える

重点的なリスク管理

②法的・政策的審査
③技術的審査

低リスク

AI機能に起因する出力が、破壊能力を有する機能に影響を与えない

軽微なリスク管理

自己点検

② 法的・政策的審査

概要

事業実施可否を法的・政策的観点から審査

ポイント

国際人道法を始めとする国際法及び国内法の遵守が確保できないものでないこと

法的・政策的要件

人間の関与が及ばない完全自律型致死兵器でないこと

体制

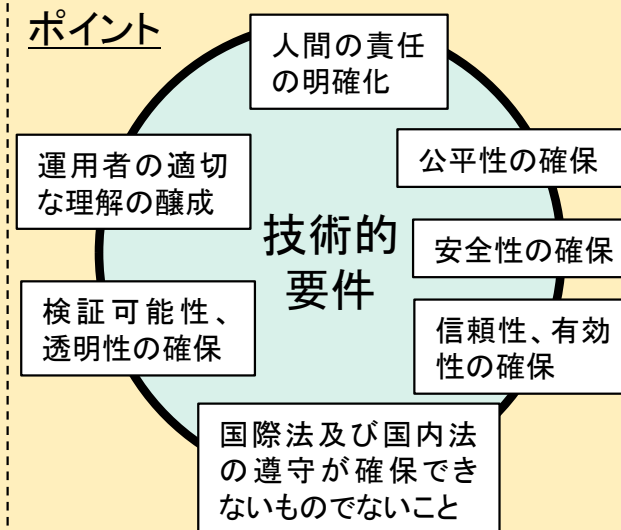


③ 技術的審査

概要

リスク管理の適正性を技術的観点から審査

ポイント



体制

